直 ちに命令を履

JR東海労ニュース

No. 708 2005年 6月14日 「R東海労働組合

会社による掲示物撤去は、不当労働行為と認定される!

中労委救済命令でる! 会社の 再審査請求却下! 大阪第一車両所分会の闘い

本日、中央労働委員会から本部と大一両分会に命令書が届き ました。大阪地労委に引き続く勝利命令です。

主 文

1 再審査申立人東海旅客鉄道株式会社は、再審査被申立人ジェイアール東海労働組合及び同ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部大阪第一車両所分会に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

ジェイアール東海労働組合中央執行委員長 伊藤明男 殿 ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部 大阪第一車両所分会執行委員長 高岡 肇 殿

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 松本 正之 印

当社の新幹線鉄道事業本部関西支社第一車両所が、平成7年7月3日から平成8年5月30日までの間に、組合新幹線関西地方本部大阪第一車両所分会の組合掲示板から、掲出中の11点の掲示物を延べ16回にわたり撤去したことは、中央労働委員会によって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。今後このような行為を繰り返さないようにします。